

ラオス民法典の概要（各論）

JICA法の支配発展促進プロジェクト長期派遣専門家

弁護士 入江克典

本稿は、ICD NEWS 79号（2019年6月号）で寄稿した「ラオス民法典の概要（総論）」に続き、ラオス民法典の編ごとの概要、特徴的な規定、論点、将来の改正に残された課題等を紹介するものである¹。なお、ラオス民法典の目次は別紙のとおりであるので適宜ご参照いただきたい。

第1 総則（第1編）

1 概要

第1編は、「目的及び民法典適用の範囲」の章（第1章）において、用語の説明（3条）、実務慣習（6条）、民法典の適用範囲（5条、7条）等を規定し、「民法典における基本原則」の章（第2章）において、ラオス民法典における信義誠実の原則とも言う「善良な意思及び良心」（11条）等を規定している²。さらに、紆余曲折を経て民法典で新たに導入した「法律行為」（第3章）、日本民法等を参考に新設した「代理」（第4章）、同じく新設した「期間」（第5章）、実体法概念として整理し直した「時効」（第6章）を置いている。

本編は、いわゆる民法総則であるが、第2編の「人及び法人」と分離して規定されたことから、60条程度の比較的軽い構成となっている³。また、フランス民法の影響を受けた契約内外債務法（2008年）から民法総則で規定すべき条文を抽出して構成したものなどを除いては⁴、その多くが新しい規定となっている。

2 法律行為（第3章、15条以下）

(1) 法律行為は、15条において、「法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである。」

と定義されている。16条の「法律行為の種類」において、単独法律行為、相互法

¹ 本稿（各論）を執筆するにあたっては、民法アドバイザーグループ（民法AG）による民法典草案に対するコメント（主として2016年4月及び2018年2月におけるコメント）、石岡修元長期派遣専門家作成「報告書」（2012年－2017年）、「民法典草案の概要に関するメモ」（2017年2月）、その他資料、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1及び2）長期派遣専門家作成「週間報告書」（2012年－2017年）等を参照した。

² 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2019年3月本邦研修）における「善良な意思及び良心」に関する議論。

³ なお、ベトナム民法典は157か条、日本民法典は174か条（ただし改正による一部条文追加又は削除あり）。

⁴ 総則部分におけるフランス法の影響については、野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保ーラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣、2015年）138頁参照。

律行為及び多角的法律行為の3種類があることが説明されている⁵。

- (2) 「法律行為の要件」として、目的、任意性、行為能力及び形式の4つが規定されているが(17条)、そのうち「目的」において、明確性、実在性、適法性に加えて、実現可能性があることが要求されている(18条2項)⁶。また、法律行為の「形式」として、文書、口頭又はその他でなされる旨規定されており(21条)、消費貸借契約(430条4項)、賃貸借契約(434条6項)等個別の規定において要式性が要求されている。なお、実務上は、要式行為が口頭でなされていても法律行為を有効として処理しているようであり、要式性を要求する条文は紛争時に備えて書証の作成を促すという意味が大きいものと思われる⁷。
- (3) ラオス語で法律行為を意味する「ニティカム」は、そもそも「法令」の意味で憲法53条20号・77条11号、法令制定法等で使用されている用語である。そのため、政府関係者等から、「ニティカム」を「法律行為」の意味でも使用することに対する強い懸念が表明され、「民事法律行為(ニティカムタンペーン)」という用語に修正されるべきとの意見もあった⁸。しかしながら、民法AGを通じ、フランス民法典(2016年改正)1100条1項、1100-1条1項が用いている *acte juridique* の *acte* が「行為」とともに「証書」、「法令」の意味をもっていることの例等を挙げながら国民議会常務委員会等に対し説明を尽くした結果⁹、法律行為に対しても「ニティカム」の用語が採用されることとなった¹⁰。
- (4) 法律行為の有効・無効(22条-28条)についてはフランス法の影響を受けた契約内外債務法(2008年)から多くの部分を踏襲している¹¹。条件・期限(条件付法律行為〔29条〕・期限付法律行為〔30条〕)は日本民法等を参照し新たに導入した。

3 代理(第4章, 31条以下)

代理については、民事訴訟法(2012年, 88条)に規定のある訴訟代理のほか、個別の規定が存在しなかった。民法典では、日本民法を参考にしうえ、無権代理及び越権代理行為に関する表見代理の規定が置かれているが(40条2項, 41項2項)、理論的な整理及び実務上の活用は今後の課題である。

なお、民法典が2017年5月に国民議会にて審議された際には、「代理人の法律

⁵ 具体例も条文に規定されており、単独法律行為については、免除及び遺言、相互法律行為については、売買及び賃貸借、多角的法律行為については、パートナーシップ及び協会の設立が挙げられている(16条)。

⁶ 実現可能性を要求する点、債権法改正前の日本民法と同様に考えられる。

⁷ 大川謙蔵「総則、人・法人—ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号(有斐閣, 2015年)117頁参照。

⁸ 政府内民法典草案説明会議(2018年7月)等。なお、ベトナム民法典(2015年, 116条以下)でも「民事取引」という用語が使用されている。

⁹ ラオス民法AG「ラオス民法典草案における『ニティカム』の用語について」(2018年10月)。

¹⁰ ただし、「民事法律行為」に修正すべきとの主張に配慮し、「法律行為(ニティカム)とは、民事法律行為(ニティカムタンペーン)をいう」という規定(3条3号)が残っている。

¹¹ 入江克典「ラオス民法典の概要(総論)」ICD NEWS 79号(2019年6月)36頁参照。

行為の瑕疵」に関する規定（日本民法101条参照）が置かれていたが、起草委員会にて理解を整理できなかつたことから成立した民法典には規定されていない。

4 時効（第6章，49条以下）

取得時効は，所有権法（1990年，42条）で規定されていたのと同様，善意者のみ，不動産の場合は20年，動産の場合は5年の期間で認められる（51条）。平穩，公然及び継続占有に関する推定規定が存在し（239条1項2項），平穩，公然及び継続占有により善意占有が推定される（237条1項）。

消滅時効は，契約内外債務法（2008年，102条）では提訴時効として規定されていたが，民法典において実体法的に整理された。法律に規定のある場合を除き，建築契約については10年間，それ以外の契約及び損害賠償又はその他の請求権については3年の消滅時効にかかる旨規定されている（52条）。

第2 人及び法人（第2編）

1 概要

第2編は，「人」の章（第1章）にて，権利能力，人格権，行為能力，後見，住所及び失踪等が規定され，「法人」の章（第2章）にて，一般原則のほか協会及び財団が規定される。

「権利能力」や「人格権」は民法典において新しく導入された概念である。「行為能力」については，民事訴訟法（2012年，331条－336条）において行為能力が限定された者又は喪失した者の判決に係る規定があり，契約内外債務法（2008年，93条）においても元となる規定があったが，その多くが新しく規定されたものである。「失踪」については民事訴訟法（2012年，337条－342条），家族法（2008年，20条）等がそれぞれ規定していたものであり，これを整理したものである。

「法人」は，企業法，協会に関する首相令及び財団に関する首相令等を基に，ベトナム民法典を中心に参照しながら，権利能力の主体として整理した概念である。

2 行為能力制度

人について行為能力を「限定」した者（70条）と行為能力を「喪失」した者（71条）に関する規定が置かれている。なお，法人についても権利能力に関する規定のほか（103条），行為能力に関する規定が存在する（104条）。

起草委員会内の議論によれば，行為能力の「限定」と「喪失」との違いは，能力の程度ではなく，行為能力の喪失が一時的か恒常的かで判断されるとのことである。意思能力と行為能力との違いは明確ではなく，行為能力の「限定」にはアルコールにより酩酊した場合等も含むというが，裁判所が行為能力の「限定」をいかに認定するかは明らかでない¹²。

¹² 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年3月本邦研修等）。

行為能力が「限定」又は「喪失」した者であると認定する判決がなされた場合（76条，77条），後見人の同意又は代理によらない法律行為は相対的無効として取り消すことができる（24条2号，27条）。もっとも，この裁判所の判決について登録する制度は存在せず，村にて情報を把握・管理するに留まっているとのことである¹³。

3 失踪及び死亡宣告

失踪及び死亡宣告制度に関する規定が置かれている（92条以下）。失踪宣告に死亡みなしの効果はなく，財産管理人が選任されるなどの効果が生ずるに留まる（95条）。死亡宣告は，失踪宣告とは切り離され，さらに長期の失踪期間の要件をもって宣告がなされることにより，相続が開始されるなどの効果が生ずる旨規定されている（100条）¹⁴。

4 一人会社

起草委員会内において，「人の集まり」による法人（社団法人）が，企業法（2013年，175条以下）において認められる一人会社（一人だけの有限会社）と矛盾しないかが議論となっていた。草案最終化の段階で再度問題となり，「法人は一人により設立することができる，これを一人会社と呼ぶ。」との項が追加された（105条2項）。日本側から，特別法である企業法の規定とは何ら矛盾しないこと，全ての法人が一人で設立できると読めるため適切ではないこと等の指摘をしたが理解を得られず，上記の内容が維持された¹⁵。次回の民法典の改正の際に再度検討を要する。

第3 家族（第3編）

1 概要

第3編は，「一般原則」（第1章）において，婚姻の権利自由（141条），一夫一妻制（142条）等が規定され，後述のとおり議論のあった「婚約及び婚姻申込」（第2章）の規定が続く。「婚姻」（第3章）において，婚姻の要件（150条），登録（152条）に関する規定のほか，結婚式に関する任意性・節約の推奨に関する規定が置かれている（153条）。「夫婦間の関係」（第4章）において，夫婦間の対等な権利・義務に関する規定（161条，162条），夫婦の選択的別氏制度（163条）等が規定されている。「夫婦の財産」（第5章）において，婚姻財産の共有（168条，169条）等が規定されている。「夫婦の終了」（第6章）において，離婚の要件・手続（173条－177条），財産分与（181条）等が規定されている。「父母と子の関係」（第7章）において，実親子関係に関し，同関係の成立に関する規定（194条），

¹³ 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年5月現地セミナー）におけるソムサク氏発言。

¹⁴ ベトナム民法典（2015年），中国民法総則（2017年）も同様の構成である。日本民法においても不在者の財産管理制度と相続開始のための死亡みなしという二段階の構成を取っている点は同様といえる（日本民法25条，30条。2018年3月本邦研修等の議論）。

¹⁵ 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年8月現地セミナー等）。

婚外子の父の認知の規定（197条）のほか、実親子関係の否認の制度（198条）が新設された¹⁶。養親子関係に関し、成立要件として養子となる者が未成年であること等（200条、201条）、効果として実父母との親族関係が終了すること等（205条）が規定されている。縁組の解消に関し要件等が列挙されているが（206条）、協議離縁に関する規定はない。「父母及び子の権利および義務」（第8章）において、親の法定代理権（215条）、扶養義務（217条）、子の親に対する扶養義務（218条）、親権の剥奪（220条）等の規定が置かれている。「未成年後見人の選任」（第9章）において、同後見人の選任方法（222条）、権利及び義務（223条）等が定められている。

本編は、家族法（2008年）を基にしつつ¹⁷、家族登録法（2018年）や首相令から規定が補充されており新しい規定は少ない。「相続」（第8編）と離して民法典の前の方に規定されている点特徴的である¹⁸。

2 村及び村長の存在を前提とした制度設計¹⁹

家族法（2008年）で採用されていた、正式な統治機構の機関ではない村及び村長の存在を前提とした制度が民法典でも維持されている。例えば、婚姻登録に際して男女は村を通じて婚姻申請書を提出することと規定されている（152条）。任意離婚に際して夫婦は離婚申請書を居住する村の村長に提出するが、村長は夫婦に対し仲直りするよう促し説得する義務がある（174条）。子の出生に際しては村長に対する報告が要求され、村長は出生証明書を発行する義務がある（195条）。未成年後見人に関し、村長に同後見人の選任義務及び監督義務がある（222条1項）。

3 ラオスの伝統・慣習と実態との調整

民法典においてもラオスの伝統、慣習、少数民族保護等の現行家族法の問題が尊重されている一方、社会的実態との調整が必要な規定もあり多くの検討を要した。

婚姻年齢（150条1号：18歳以上）に関して、地方では特に少数民族の間において18歳未満で事実上の婚姻が行われている実態がある²⁰。家族法（1990年）では存在した婚姻年齢に関する例外規定が2008年改正の際に削除された経緯があり、民法典でも例外規定が置かれることにはならなかった。また、一夫一妻制（14

¹⁶ 実親子関係の否認の制度（198条）は法的親子関係と血縁の親子関係との違いが十分に理解されておらず、現段階では親権剥奪との混同も見られる（2019年3月本邦研修における議論等。西希代子「家族、相続—ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣、2015年）125頁）。

¹⁷ 家族法（2008年）は、ロシア、中国、ベトナム、フランス法等に由来する規定及びそれらの独自の解釈を基にした規定が散見される（西・前掲注16〔120頁〕）。

¹⁸ 家族法は、社会主義国において国家の最小単位である家族に関する重要な意義を有するため、ロシア法・ベトナム法のように単行法としている国が少なくない。他方、相続法は、ロシア法、ベトナム法で見られるように、相続が基本的に不労所得であるためか、民法典の後方に置かれることが多い（西・前掲注16〔124頁〕）。

¹⁹ 西・前掲注16（125頁）参照。

²⁰ アッタープー県意見聴取会議（2017年12月）、サイニャブリー県意見聴取会議（2018年2月）等。

2条)や近親婚の制限(151条)についても少数民族においてこれとは異なる実態があるも同様に例外を認めなかった。これらは世界的な価値観、国際規範に基づく判断である。

婚約(145条)は、婚姻の要件が具備されていない段階で行われるもので、婚姻申込(147条)は婚姻の要件が具備された段階で行われるものであり、いずれも男性側から女性側を訪れ金品等を授与するとともに申込むものとされ、実際にも女性側の申込は行われていない²¹。婚約及び婚姻申込に関しては、起草委員会内及び首都・地方の意見聴取会議で様々な意見があった。例えば、婚約に関し、古い慣習であり現在は婚姻申込と区別されていないから規定は不要であるとの意見があった一方、家族法の2008年改正で新たに追加された条文であり現在も必要性は残っているとの意見があった。また、婚約及び婚姻申込の不履行によって損害賠償責任まで負うべきかについて様々議論があった。最終的には婚約及び婚姻申込ともに家族法(2008年)とほぼ同一の内容で残すこととした。

第4 物、所有権及び物に対するその他の権利(第4編)

1 概要

第4編は、物の定義等を定めた「物」の章(第1章)、後述のとおり議論のあった「占有」の章(第2章)、旧ソビエトやベトナム法の影響を受けた所有権法(1990年)の規定を踏襲した「所有権」の章(第3章)及び「所有権の形態」の章(第4章)、ベトナム法やドイツ法等を参考に新設した「共同所有権」の章(第5章)、日本法を参考に新設した「添付」に関する規定(300条以下)を含む「所有権の取得」の章(第6章)、所有権の喪失原因を「終了」として規定している「所有権の終了」の章(第7章)、相隣関係等を規定した「所有権の使用範囲」の章(第8章)、物権的請求権等を規定した「所有権の保護」の章(第9章)、日本法等を参考に新たに制度を創設した「地役権」(第10章)及び「地上権」(第11章)の章から構成される。

ラオス民法典は、本編と債権に関する編(契約内債務〔第5編〕及び契約外債務〔第6編〕)とが区分けして編纂されておりパンデクテン体系の要素を含むものであるが、ベトナム民法典(2015年)と同様、「物権」という概念を用いて整理されているものではない。

なお、土地に関しては、土地法(2003年)において、土地の管理・使用をめぐる国家の権限・責務と国民の権利・義務、土地紛争の解決手続等に関する公法規定が定められている²²。

²¹ 婚約はいわゆる許嫁に近く、婚姻申込は日本における婚約に近い印象である。両者とも「伝統的な男女の不平等な取扱い規定」と評され(西・前掲注16〔125頁〕)、この種の規定として他には178条(「離婚請求の不許可」：夫は妻が妊娠中又は子どもが産まれてから1年が経過するまでの間は離婚を請求する権利を有しない)がある。

²² なお、土地法改正法案が第8回国民議会第7回通常審議(2019年6月)を通過した。

2 物及び所有権の概念

所有権法（1990年，1条）において，所有権は，財物（サップシンコーン）の占有・使用・収益を行う包括的かつ絶対的な権利と定義されており，財物（サップシンコーン）とは有体物を意味することから，所有権は有体物を客体としていた²³。

他方，民法典においては，物（サップ）は有体物及び無体物からなるとしたうえで，所有権の客体としても無体物を含む物（サップ）とする意見も主張された²⁴。しかしながら，所有権の成立する範囲が不明確となること，所有権侵害の有無の客観的判定が困難となること等を理由とし²⁵，最終的には，物（サップ）は有体物及び無体物からなるとの説明を残しつつも（227条1項）²⁶，有体物とは財物（サップシンコーン）であり不動産と動産が存在すると規定したうえで（同条2項），所有権は，現行法と同様に，財物（サップシンコーン），すなわち有体物のみを客体とした（249条）。

3 占有

所有権法（1990年，1条）において，占有権は独立の権利としては観念されておらず，所有権の一内容として定義されていた²⁷。これに対し，民法典においては，占有権を所有権から独立した権利として制度化すべきとする意見もあったが，実務上の混乱が大きい等の理由で受け入れられなかった²⁸。最終的には，ベトナム民法典（2015年）同様，所有権の一形態である「占有権」と区別し，「占有」を独立の章として規定することとした。

さらに，所有権法（1990年）より規定があったもののほか，直接占有・間接占有，善意占有・悪意占有等占有の概念を整理するとともに（235条），平穩・公然・継続占有に関する推定規定（239条）等を新設した。なお，日本民法において「占有権」の章に規定されている現実の引渡し，簡易の引渡し，占有改訂及び指図による占有移転は，ラオス民法典においては，単なる「占有の移転」ではなく「所有権の移転を伴う占有権の移転」と整理され，「所有権の取得」の第6章に規定が置かれている（294条－297条）。

4 地役権・地上権

土地利用促進の観点から地役権及び地上権の制度を導入するか否かについては，起草委員会内で繰り返し議論を重ねたが²⁹，利用者及び制度を運用する政府機関（天然

²³ 松尾弘「財及び所有権，物的担保－ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣，2015年）128頁。

²⁴ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2014年8月現地セミナーなど）。

²⁵ 松尾・前掲注23（133頁）。

²⁶ 227条1項のみを読むと物及び所有権の概念が日本法やドイツ法と異なるように見えるが，そうではない。

²⁷ ただし，所有権法（1990年）68条は，所有権に基づかない占有者にも物の返還や妨害排除に関する権利を認めている。

²⁸ 民法典起草委員会における協議（2014年8月リトリート）。

²⁹ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2014年8月現地セミナー，2017年8月現地セミナーなど）。

資源環境事務所等)へのさらなる理解の促進は不可欠である。

まず、地役権に関して、地役権を意味する「タートサパープ」との語は、「奴隷」を意味する「タート」と「状態・状況」を意味する「サパープ」を組み合わせたもので、「応じなければならない状況」を意味し、「権利(シット)」を意味するものではない³⁰。地役権の定義を定めた339条1項も、「地役権(タートサパープ)とは、自然及び法律、契約又はその他の法律行為によって生じる、応じなければならない実際の状態をいう。」と規定し、地役権(タートサパープ)が「権利」であることを明らかにしていない³¹。今後、土地利用者が地役権を用いて土地を有効活用し、政府機関がこれを促進していくにあたって、「権利」としての活用の意識を持てることが重要となると考えられる。

次に、地上権に関しては、土地賃貸借契約(434条)又は国家が契約当事者となる場合の土地コンセッション契約(439条)との相違について整理する必要があった。区分所有建物に対応した敷地権として区分地上権を利用すること³²、将来高速道路や地下鉄ができた場合に上空や地下の一部に地上権を設定すること等、地上権の活用例につき議論するとともに、日本の登記事項証明書の記載例を紹介している³³。土地の利用を望む者が、土地使用権を取得するまでもないが、一定期間、確定的に土地の全部又は一部を利用したいと考えた場合、地上権のニーズがあるものと考えられる。

第5 契約内債務(第5編)

1 概要

第5編は、第1章から第9章までの契約総論部分と、第10章の契約各論部分に分けることができる。

契約総論(第1章から第9章)においては、多くの部分で契約内外債務法(2008年)の規定を踏襲しているが、後述するもののほか、免除(384条)、相殺(385条)、手付(389条)、詐害行為取消権(397条)、契約上の地位の移転(403条:全ての権利及び義務の移転)等、新たな制度を一部導入した。

契約各論(第10章)においては、契約内外債務法において13類型のみであった

³⁰ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議(2014年8月現地セミナー)、司法省内民法典検討会議(2018年6月)。「権利(シット)」という言葉を加えることも検討されたが(シットタートサパープなど)、採用されなかった(民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議[2018年8月現地セミナー])。

³¹ なお、「自然」という文言が入ったのは、水及び水資源法(2017年、58条-60条)において、避けられない自然環境による制約という意味で「タートサパープ」との語が使用されていることとの整合を図る必要性が強調されたためである(2018年6月司法省内会議)。

³² 近時、ヴィエンチャンにおいても開発特区を中心に高層ビルが見られるようになったが、区分所有建物の売買に際して区分所有権に加えて敷地権が譲渡されておらず、土地所有権原を持たない区分所有建物の取得者が退去リスクを負う事例があるとのことである(2018年2月、在ラオス日本大使館にて聴取)。

³³ 民法典起草委員会等との協議(2019年2月天然資源環境省が参加、2019年3月本邦研修等)。

典型契約が18類型規定されている。追加されたのは、サオスー契約（414条）、コンセッション契約（439条）、保険契約（465条）等であるが、詳細を特別法に委ねているものも多い。

2 契約総論（第1章から第9章）

(1) 国際的な色彩³⁴

契約内外債務法（2008年）から踏襲したフランス法的特色を有する規定及び国際取引法的特色を有する規定のほか、日本法、タイ法等の影響を受けた規定が存在する。

フランス法的特色を有するものは、絶対無効（確定的無効）と相対無効（不確定無効）の規定（22条－24条）、契約の要件に関する動機の規定（366条2項）、契約の効力の規定（375条）、契約の相対的効力の規定（404条）等である。

国際取引法的な特色を有するものは、契約の目的物の品質保証責任に関する規定（407条）、契約の代金額の決定（379条2項）、契約履行の停止（不安の抗弁権）に関する規定（387条）等であり、国際物品売買契約に関する国際連合条約（通称ウィーン動産売買条約、45、46－52条、55条、71条、74条－77条等）が参考にされている³⁵。

また、タイ法にならい、契約の解釈に関する規定（374条）、タイ法、日本法等にならい、手付（389条）、詐害行為取消権（397条）の規定が新たに置かれた。

(2) 債権譲渡

債権譲渡は、「債権者の変更」との表題で、民法典401条1項において、「債権者は自身の権利を新しい債権者に移転することができるが、法律又は契約で移転を禁止した場合を除く。」、同2項において、「債権者はその権利に関する書類を新しい債権者に引き渡さなければならず、その者に移転した権利が実在しなかった場合、その者に対して責任を負う。」と規定されている。契約内外債務法（2008年、31条）において債務引受とともに同一の条文内で規定されていたものを独立の条文としたうえ、日本法等にならい譲渡禁止特約に関する定めを追加した。

以上のように、ラオス民法典は債権譲渡に書面を要求し、譲渡の確実性を求める一方で、対抗要件を規定せず、同一債権に係る第三者の存在を考慮しなかった。これは、現時点のラオスの経済社会が日本におけるような頻繁な債権譲渡を要求していないことを表している³⁶。なお、民法典にて新設された権利質についても同様に

³⁴ 野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保－ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣、2015年）137頁以下参照。

³⁵ なお、不安の抗弁権に関しては日本民法の改正に際して追加が見送られたものである。法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）改正に関する中間試案」第33（2013年2月26日決定）参照。

³⁶ 野澤・前掲注34（139頁）。野澤正充「ラオス民法教科書作成支援について－2. 債権法について－」ICD NEWS30号（2007年3月）57頁参照。

規律されている（540条，544条4号・401条。対抗要件に関する規定は存在しない）。しかしながら，ラオスにおける今後の経済発展を見据え，債権の流動性を確保し金融取引の活性化を図る必要性があることに鑑みれば，将来の民法典の改正において債権譲渡の仕組みを見直す余地があると考えられる。

また，譲渡禁止特約に関しても，日本側提案に基づき，本条1項2文において「新しい債権者が債権の譲渡の禁止を知らなかったときは，債権の譲渡を有効とし，債務者はその債務の履行を拒むことができない。」旨追加されることが起草委員会内で検討されたが³⁷，理解が難しいとの理由等で採用されなかった。この点も債権の流動性からの問題が残った箇所である。

3 契約各論（第10章）

典型契約として，売買，交換，サオスー，贈与，負担付贈与，買戻特約付売買，消費貸借，使用貸借，賃貸借，コンセッション，寄託，委任，サービス，建築請負，雇用，運送，保険及びパートナーシップの18類型が規定されている。

サオスー契約（414条）は，物の使用の対価として代金を一定回数支払った後に所有権を取得する旨契約するものである。「賃貸する」を意味する「サオ」と「買う」を意味する「スー」からの造語でタイ法にも存在し，一般に *hire-purchase* と英訳されている。なお，同契約の法的性質につき，分割払特約付の「所有権留保売買」にあたるかが議論となったが，起草委員会より「賃貸借に近い」ものである旨の回答があった³⁸。

また，委任契約（446条），サービス契約（449条）及び建築請負契約（453条）の関係につき，これまでの起草委員会内での議論によれば，委任契約は，代理権付与に係る契約のみを指し，建築請負契約は，文字通り建築物の建築請負に係る契約のみを指し，サービス契約は，委任契約及び建築請負契約に含まれない，通常の委任（準委任）・請負を含む契約類型であると考えられる³⁹。

なお，寄託契約では，タイ法にならい，ホテル又はゲストハウスのオーナーが宿泊客の自動車又は貴重品につき責任（レセプトゥム責任）を負う旨の規定が新設された（445条）。また，運送契約（460条）は，物品運送と旅客運送の両方を含むものである。

³⁷ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2018年3月本邦研修），国民議会常務委員会と民法典起草委員会との協議（2018年10月）等。なお，国際金融公社（IFC）からも債権の流動性に問題があるとの指摘があった（2018年11月）。

³⁸ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2014年11月本邦研修），石岡修元長期派遣専門家作成メモ（2017年6月）。一般の認識としてはリース契約に近いようである。

³⁹ 石岡修元長期派遣専門家作成メモ（2017年6月）。委任契約と代理権付与に係る契約の相違は度々議論となっている（2018年1月タラートでの民法典起草委員会内協議等）。

第6 契約外債務（第6編）

1 概要

第6編は、「一般原則」（第1章）について、契約内外債務法（2008年）を踏襲しながら、「不法行為」（第2章）、「事務管理」（第3章「他人に代わって行う仕事」）及び「不当利得」（第4章「権利のない物又は利益の受領」）の概念を整理し、それに伴い新たな規定を入れた。

「不法行為」については、別の概念として認識されていた一般の不法行為と特殊の不法行為を、一つの「不法行為」という概念に包含されるという理解をもって統一した⁴⁰。また、従前から規定が存在した特殊の不法行為（486条以下、使用者責任等）に加え、名誉棄損等、損害の種類を明記した（475条以下）。「事務管理」については、事務管理者が負うべき注意義務（498条）や本人に対する費用償還請求権等（499条）、事務管理者の権利義務に関して詳細な規定を新設した。「不当利得」については、期限前弁済（505条）、債務の不存在を知ってした弁済（507条）、不法原因給付（509条）等特殊の不当利得に関する規定が整理された。

2 損害について

(1) 概念の整理

民法典では損害の種類を明示したが（475条以下）、未だに概念が整理されていないようである。その一因としてラオス語としての「損害（金）」の用語の多様さとそれに対する理解の不統一がある。民法典の中でも、「損害（金）」を示す用語は、「カーシアハイ」（3条4号、「損害金」と翻訳）、「カーポワイカーン」（3条5号、「逸失利益」と翻訳）、「カータムクワン」（149条、「賠償金」と翻訳）など様々で⁴¹、語義が明確でない。例えば、「カーポワペンチッチャイ」（3条7号、「慰謝料」と翻訳）は、被害者が死亡した場合にその遺族が受け取る精神的損害に限定されるのか否か、「カーシアハイタンダンチッチャイ」（479条参照、「精神的損害金」と翻訳）との区別はどこにあるのか等に関し理解が統一されていない。

(2) 損害額の計算（481条）

起草委員会によれば、ラオス裁判実務において損害額をいかに算定するかは問題となっているとのことであり⁴²、社会の発展に伴い損害の発生形態が多様化する中、裁判実務でこれをいかに確立していくかは今後の課題の一つである。

(3) 胎児の損害賠償請求権

ラオス民法典には、日本民法のような、胎児の損害賠償請求権を認める明文規定は存在しない⁴³。起草委員会によれば、妊婦が交通事故等に巻き込まれ胎児も被害

⁴⁰ 別概念とされていたのは、行為者の行為による責任と無生物責任とを区別するフランス民法の影響と思われる（野澤・前掲注34〔140頁〕）。

⁴¹ 石岡修元長期派遣専門家作成メモ（2017年6月）。

⁴² 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2018年3月、2019年3月本邦研修等）において、日本の実務（交通事故に係る慰謝料の算定表等）につき紹介している。

⁴³ ラオス民法典における胎児の権利に関する規定として、相続権を認めた574条1号がある。

に合うケースが社会問題となっているとのことであり⁴⁴、今後の民法典の改正において明文化が検討される可能性がある。

第7 担保（第7編）

1 概要

第7編は、「一般原則」（第1章）の後に続き、2か条のみの「法律による担保」（第2章）にて先取特権に当たる優先権を規定し、「契約による担保」（第3章）にて①質と抵当による物的担保と②人的保証を規定し、最後に「担保登記」（第4章）において質と抵当の登録について規定している。留置権にあたる規定は存在せず⁴⁵、譲渡担保にあたる規定も存在しない⁴⁶。国際金融公社（IFC）が2017年10月ころより同編に対しコメントを提出してきたことと相まって、民法典成立直前まで（成立以降も）最も議論があったのが本編に関する規定である。

2 物的担保制度

(1) 質と抵当という形で整理

担保取引法（2005年）において、動産のみを対象とする質（スワッチャム）と土地担保という設計であった物的担保制度を、質（ジャムナム、526条-545条）と抵当（ジャムノーン、546条-555条）という形で整理し、質は、動産、不動産及び権利について、抵当は、動産及び不動産について利用できるものとした。

不動産について、不動産質（535条以下）は、導入の可否について民法典の成立直前まで議論があったが⁴⁷、起草委員会において、農地等にて活用される可能性があるものとして規定が残された。不動産（土地）に関する質又は抵当の登録は天然資源環境省所管の土地管理局にて行い（562条）、土地登記簿の裏面に付記する形で実施する⁴⁸。

動産について、動産抵当（552条以下）は、所有権登記がある動産であることが要件となっており（553条5号）、車やバイクでの活用が想定される。動産に関する抵当の登録は財務省所管の事務所にて実施する（562条）⁴⁹。

(2) 同一物に対する複数の担保設定

524条（民法典施行時には523条となる予定）は、担保設定時の物の価額が全被担保債権の合計額よりも大きいことを要件として、同一物への複数の担保設定

⁴⁴ 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年3月、2019年3月本邦研修等）。

⁴⁵ 担保取引法首相令（2011年）23条は留置権に関して規定しているが、利用状況は明らかではない。民法典施行後も首相令等で規定される可能性がある。

⁴⁶ 取引慣行上、「架空譲渡」が問題となっていることについて、入江・前掲注11（38頁）。

⁴⁷ 民法典起草委員会等との協議（2018年11月等）。

⁴⁸ なお、本稿執筆（2019年6月）時点において、建物に関する独立した登記制度はないが、制度構築が検討されているとの情報がある（2019年2月天然資源環境省法律局より聴取）。

⁴⁹ 公共事業運輸省及び所管事務所に登録がある車やバイクに関し、財務省及び同省所管事務所が担保登録をする場合（562条）、両登録の手続や情報の連携等について確認する必要がある。

を認めている⁵⁰。

民法典成立以前から再三議論を繰り返した条文であるが、成立後も国民議会常務委員会との間で協議が継続し、成立後施行までに修正される予定である。その修正案は、担保権者間の回収割合の特定といった実体要件や担保権者相互での通知といった手続要件等、担保権活用の阻害要因となり得る規定が加えられた上、現在の担保実務との調整や物の価額の評価方法等の問題点が残されたままとなっている。この修正案に対しては、民法AGより起草委員会及び国民議会常務委員会に対しコメントを提出したが⁵¹、再修正を実現するには至らなかった。次回の民法典の改正に向けて残された課題の一つである。

(3) 動産担保の制度設計

I F Cの起草支援により制定された担保取引法首相令（2011年）は、動産担保登録制度を前提とした設計となっており、同首相令制定とともに財務省のウェブサイトにおいて電子動産担保登録制度が開始された⁵²。もっとも、利用登録した会員のみが閲覧可能なシステムであるため（IDとパスワードによりログインする）、公示性に乏しく、また、電子登録を具備した担保権者に対しても財務省所管の事務所における登録の具備を要求しているとのことであり、その活用は進んでいないようである⁵³。

民法典では、動産担保取引の社会的実態を尊重し、占有担保である動産質（528条）及び物に代わって書類を引渡すことによって質としての効力を認める「書類による質」の制度（533条）を残したが、政府関係者の間では、電子登録制度の改善と社会への浸透に伴い、動産担保登録制度を活用していきたいという思惑がある⁵⁴。したがって、今後、民法典又は首相令（2011年）の改正等によって、政策的に動産担保登録制度の活用が促進される可能性があると考えられる。その場合も、当該時点における動産担保取引の実態に即した改正となるよう留意すべきである。

第8 相続（第8編）

1 概要

第8編は、第1章「相続の原則」において、被相続人に属した権利義務を「遺産」

⁵⁰ なお、ベトナム民法典（2015年、296条）も同様である。

⁵¹ 民法AG作成2019年5月20日付「民法典修正案523条及び524条に対するコメント」。

⁵² 電子動産担保登録制度は、担保取引法（2005年）及び同法首相令（2011年）に基づき、2013年11月20日から正式に利用が開始された。この制度を用い動産を担保として登録することにより、担保登録された動産について第三者に対して優先権を主張できるようになる（Article 1, Regulation on The Management of the Registry Office For Security Interests in Movable Assets）。財務省のウェブサイト参照：https://www.mof.gov.la/str/en_index.html

⁵³ I F C主催民法典担保編に関する会議（2017年10月）における財務省担当者による報告。同月時点において会員登録しているのは26社のみとのことである。

⁵⁴ I F C主催民法典担保編に関する会議（2018年11月）、起草委員会内最終草案検討会議（同月）等。

とすること(565条),相続には法定相続と遺言相続の2種類があること(571条)などが規定されている⁵⁵。第2章「法律による相続(法定相続)」において,相続人に養子縁組をしていない連れ子(継子)や胎児を含むこと(574条1号),被相続人の婚前財産と婚姻財産とで相続による分配原理を分けていること(576条-578条,580条),家長及び使用人間の相続が発生しうること(583条1項2項)などが規定されている。第3章「遺言による相続」において,「遺言の種類」として書面遺言と緊急時の口頭遺言の2種類があること(593条,594条,596条),遺言による財産処分の制約があること(592条)などが規定されている⁵⁶。第4章「遺産の承継,放棄,相続権喪失」において,遺産分割(606条),遺産分割,遺産承継や遺産放棄等に関する相続人の権利(608条-614条),裁判所の判決,法律又は遺言等による相続権の喪失(615条以下)が規定されている⁵⁷。第5章「遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任」において,遺産管理人(620条-624条)の規定,裁判所による遺産分割が行われる場合の規定(628条)等がある。

相続法(2008年)においては,相続の開始,相続の承認,遺産分割の申出等の基本概念の混同が見られ,被相続人の死亡から遺産分割までの遺産の帰属が不明であるなどの問題がある旨指摘されていた⁵⁸。これらの問題に対応すべく,担当起草者において相続編の原案を作成していたが,起草委員会において合意に至らず,最終的に,相続法(2008年)の規定の多くが踏襲された。

2 相続開始から遺産の帰属までの理解の整理

前述のとおり,相続法(2008年)において存在していたいくつかの問題が起草過程において解消されないまま民法典に規定されている。

民法典において,相続の開始は被相続人の「死亡した日時から」であるとする規定があるが(568条,相続法〔2008年〕7条),起草委員会を含むラオスの法律家において,財産の承継を「相続」と理解し,承継のための手続が「死亡した日時から」開始されると理解する考えが根強くあった⁵⁹。起草委員会内で何度も議論し,少なくとも同委員会内では,財産承継手続とは離れた「相続」が死亡時に開始するという理解をもって統一したが,一般的には未だこの理解が浸透していないものと思われる。理解に混乱が生じた主たる原因として,被相続人の死亡から遺産分割までの遺産の帰属状態に係る規定が存在しなかったことが考えられるが(日本民法898条「相

⁵⁵ 日本法と異なり,遺言によって法定相続人以外の者を相続人とすることができる。もっとも遺言が作成されることは稀であり法定相続が中心である(西・前掲注16〔122頁〕)。

⁵⁶ 592条において被相続人の子の数によって処分可能割合が変わる点は,伝統的なロシア・ベトナム法等ではなく,フランス法の遺留分制度に近い(西・前掲注16〔123頁〕)。

⁵⁷ 「相続権の喪失」は,日本法における相続欠格及び推定相続人の廃除にあたる規定である。

⁵⁸ 西・前掲注16〔123頁〕。

⁵⁹ 石岡修元長期派遣専門家作成メモ(2017年6月)によれば,1990年相続法が2008年に改正される際にかかる理解が定着したようである。

続財産の共有」参照)、民法典においても同規定は置かれていない⁶⁰。

また、民法典では、相続債務は積極財産の範囲で負担する旨規定され(625条1項)、日本法における限定承認が原則形態になっているように読めるが⁶¹、他方で、相続債務の処理が終わった後に遺産を分割する旨の規定もあり(570条)、両者の関係が明らかでない⁶²。相続の承認に関する議論と遺産の分割・承継に関する議論とを混同している可能性がある。

以上のような概念の理解に混乱がみられる状況において、将来における民法典の改正に向けさらに理論研究を深め、統一的な理解に基づく相続編が整理されるように準備する必要がある。

3 被相続人を表す用語の不統一

民法典において被相続人を表す用語は、被相続人死亡前において「物の所有者」、死亡後において「遺産所有者」が使われている(相続法〔2008年〕も同様。)。起草委員によれば、死亡前においては「遺産」を観念できないが、死亡によって物が「遺産」に変わるため、二つの語を使い分けているとのことである⁶³。これらに関しては、定義規定もなく明確性を欠くことから、日本側の提案を受けて「遺産所有者」に用語が統一されたこともあったが、ラオス国内においては両用語の使い分けについての理解が浸透していることなどを理由に再び二つの語に分けられた⁶⁴。少なくとも国外の者がラオス民法典を参照した場合に非常に理解しづらい用法であると考えられる。

第9 最終条項(第9編)

第9編は、629条「執行機関」と630条「発効」の2か条のみである。

629条1項は、政府、裁判所及び検察院が民法典を執行する旨規定している。この点、これらの機関が執行を「監督」する旨の規定を加えることも検討されたが、私法である民法典に相応しくないとの理由で採用されなかった⁶⁵。

630条1項は、国家主席令の発布から1年(365日)が経過した後に民法典が発効することを規定している。同条2項は、民法典発効前においては、法律で定めがある場合を除き、その法律行為が成立した当時の関係法が適用される旨規定している。同条3項は、民法典は、「契約内外債務法、家族法、所有権法、担保取引法、相続法及びそ

⁶⁰ その他の混乱の原因として、「相続」を示す「スープトート(ムーンモラドック)」との用語が財産の「承継」を示す際にも用いられる語であることや、相続の開始が死亡時「から」であるとの規定が死亡時「以降に」において相続(承継)が始まるものと読めることにあったと考えられる。

⁶¹ この点は伝統的なロシア法と同様である(西・前掲注16〔123頁〕)。

⁶² 民法AGによるコメント(2018年2月)。

⁶³ ダウソン元国民議会法務委員会委員長による説明(石岡修元長期派遣専門家作成メモ(2017年6月))。

⁶⁴ 民法AGが参加しての起草委員会との協議(2018年3月本邦研修)において両用語を統一するも、国民議会常務委員会と起草委員会との協議(2018年11月)におけるサムスック副大臣の発言により再び従前の用法に戻された。

⁶⁵ 起草委員会内協議(2017年6月タラート)。

の他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える」旨規定している。「その他の法律の条文」には、例えば、民事訴訟法（2012年）の行為能力限定・喪失者に関する規定（同法334条以下）や失踪宣告・死亡宣告（同法337条以下）に関する規定を含むとされるが⁶⁶、この点整理される必要がある。

⁶⁶ 民法AGが参加しての起草委員会等との協議（2019年3月本邦研修）。

ラオス民法典（2018年12月6日成立）目次**第1編 総則**

- 第1章 目的及び民法典適用の範囲
(1条-7条)
- 第2章 民法典における基本原則
(8条-14条)
- 第3章 法律行為 (15条-30条)
- 第4章 代理 (31条-42条)
- 第5章 期間 (43条-48条)
- 第6章 時効
 - A 時効 (49条-56条)
 - B 時効の計算 (57条-58条)
 - C 時効の停止、中断及び終了
(59条-62条)

第2編 人及び法人

- 第1章 人
 - A 人の権利能力 (63条-64条)
 - B 人格権 (65条-66条)
 - C 人の行為能力 (67条-77条)
 - D 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見 (78条-84条)
 - E 住所 (85条-91条)
 - F 失踪及び裁判所の判決による死亡
(92条-101条)
- 第2章 法人
 - A 一般原則 (102条-120条)
 - B 協会 (121条-129条)
 - C 財団 (130条-136条)

第3編 家族

- 第1章 一般原則 (137条-144条)
- 第2章 婚約及び婚姻申込(145条-149条)
- 第3章 婚姻
 - A 婚姻の要件及びルール
(150条-153条)
 - B 外国に關係する婚姻(154条-157条)
 - C 無効な婚姻 (158条-160条)
- 第4章 夫婦間の關係 (161条-165条)

- 第5章 夫婦の財産 (166条-169条)
- 第6章 夫婦の終了 (170条-193条)
 - A 離婚 (171条-182条)
 - B 外国に關係する離婚(183条-187条)
 - C 死亡 (188条-190条)
 - D 夫婦關係終了の効果及びよりもどし
(191条-193条)
- 第7章 父母と子の關係
 - A 実子 (194条-198条)
 - B 養子 (199条-206条)
 - C 外国籍の者による養子縁組
(207条-212条)
 - D 継子 (213条-214条)
- 第8章 父母及び子の権利および義務
(215条-221条)
- 第9章 未成年後見人の選任
(222条-226条)

第4編 物、所有権及び物に対するその他の権利

- 第1章 物 (227条-234条)
- 第2章 占有 (235条-248条)
- 第3章 所有権 (249条-260条)
 - A 占有権 (251条-253条)
 - B 使用权 (254条-256条)
 - C 収益権 (257条)
 - D 処分権 (258条-260条)
- 第4章 所有権の形態 (261条-279条)
 - A 国家所有権 (262条-267条)
 - B 集団所有権 (268条-271条)
 - C 自営所有権 (272条-273条)
 - D 民間所有権 (274条-279条)
- 第5章 共同所有権 (280条-291条)
- 第6章 所有権の取得 (292条-314条)
- 第7章 所有権の終了 (315条-319条)
- 第8章 所有権の使用範囲(320条-332条)
- 第9章 所有権の保護(333条-338条)
- 第10章 地役権 (339条-349条)
- 第11章 地上権 (350条-361条)

第5編 契約内債務

- 第1章 一般原則 (362条-363条)
- 第2章 契約の締結 (364条-375条)
- 第3章 無効契約 (376条-377条)
- 第4章 契約の履行 (378条-387条)
- 第5章 契約の履行を確保する措置
(388条-390条)
- 第6章 契約不履行 (391条-397条)
- 第7章 契約の変更・解除及び終了
(398条-400条)
- 第8章 債権者及び債務者の変更
(401条-403条)
- 第9章 第三者への契約の効力
(404条-405条)
- 第10章 契約の種類
 - A 売買契約 (406条-410条)
 - B 交換契約 (411条-413条)
 - C サオスー契約 (414条-417条)
 - D 贈与契約 (418条-423条)
 - E 負担付贈与契約 (424条-426条)
 - F 買戻特約付売買契約 (427条-429条)
 - G 消費貸借契約 (430条-431条)
 - H 使用貸借契約 (432条-433条)
 - I 賃貸借契約 (434条-438条)
 - J コンセッション契約 (439条-440条)
 - K 寄託契約 (441条-445条)
 - L 委任契約 (446条-448条)
 - M サービス契約 (449条-452条)
 - N 建築請負契約 (453条-456条)
 - O 雇用契約 (457条-459条)
 - P 運送契約 (460条-464条)
 - Q 保険契約 (465条-466条)
 - R パートナiership契約
(467条-469条)

第6編 契約外債務

- 第1章 一般原則 (470条-471条)
- 第2章 不法行為 (472条-495条)
 - A 自らの行為による不法行為の責任

(482条-485条)

- B 自らの管理下にある別の人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任
(486条-495条)

第3章 他人に代わってする仕事(事務管理)
(496条-500条)

第4章 権利のない物又は利益の受領(不当利得) (501条-509条)

第7編 担保

- 第1章 一般原則 (510条-517条)
- 第2章 法律による担保 (518条-519条)
- 第3章 契約による担保 (520条-561条)
 - A 質 (526条-545条)
 - A1 動産による質 (528条-534条)
 - A2 不動産による質 (535条-539条)
 - A3 権利による質 (540条-545条)
 - B 抵当 (546条-555条)
 - B1 不動産による抵当
(548条-551条)
 - B2 動産による抵当 (552条-555条)
 - C 他人又は法人による担保(保証)
(556条-561条)

第4章 担保登記 (562条-564条)

第8編 相続

- 第1章 相続の原則 (565条-571条)
- 第2章 法律による相続 (572条-589条)
- 第3章 遺言による相続 (590条-605条)
- 第4章 遺産の承継、放棄、相続権の喪失
 - A 遺産の承継及び放棄 (606条-614条)
 - B 相続権の喪失 (615条-619条)
- 第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債
に対する相続人の責任
 - A 遺産の管理 (620条-624条)
 - B 遺産所有者の負債に対する相続人の
責任 (625条-628条)

第9編 最終条項 (629条-630条)